

# 情報ファイル

## information file



**就職・退職などのときは  
国民健康保険の届け出を**

職場の医療保険（会社の健康保険や共済組合など）に加入している方以外は、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

国保の保険税は、加入した月から月割で計算されます。加入了月とは、届け出をした月ではなく、前の健康保険などをやめた月、あるいは、ほかの市町村から転入した月をいいます。たとえば、3月に会社をやめた方が、7月になってから国保加入の届け出をしたときは、7月分の保険税からではなく、3月分の保険税からさかのぼって納めなければなりません。

手続きは、忘れずに14日以内に行つてください。

また、国保に加入している方が、勤務先などで、健康保険などに加入了の場合、届け出が必要でないと国保税がそのままかかるてしまったり、誤って保険証を使つてしまふと、医療費を返還していただことになりますので注意してください。

國保

<p>② 「特定同一世帯所属者」にかかる特例措置の恒久化</p>	<p>平成25年度の税制改正に伴い、国民健康保険税の軽減制度を改正します。</p> <p>① 「特定世帯」にかかる特例措置を3年間延長</p> <p>被保険者2人の国民健康保険世帯であって、そのうちの1人が後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失したため、残った1人の国民健康保険の被保険者が基礎課税額（医療分）および後期高齢者支援金などの課税額（支援金分）の世帯別平等割額を負担しなければならなくなる世帯を「特定世帯」といいます。特定世帯になつてから5年間、世帯別平等割額を2分の1軽減する現行の軽減措置を加え、軽減割合を現在の半分（4分の1）として3年間延長し、計8年間とすることになりました。</p>	<p>後期高齢者医療制度への移行に伴う 国民健康保険税の 軽減制度の改正</p>
----------------------------------	---	--

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国民健康保険の被保険者でなくなった方を「特定同一世帯所属者」といいます。このような方を含めて、軽減対象基準額を算定することとし、従前と同様の軽減措置を受けることができるようになっている現行5年間の措置について、期限を区切らない恒久措置となりました。

※滞納している世帯についてはこれまでどおり、窓口で医療費の3割をいったん全額自己負担していただきます。  
**持ち物** 被保険者証、印鑑、交付済みの限度額認定証（更新の方のみ）

**問合せ先**  
市市民窓口グループ  
☎ 522-11111（内線261・  
262）

**8月1日(木)から変わります**

**国民健康保険**  
**高齢受給者証**

国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日(水)です。新しい受給者証は、7月末日までに自宅へ郵送します。

8月1日(木)以降、病院などで受診する場合は、新しい受給者証を提示してください。

※新しい受給者証は肌色です。

◆古い受給者証は返却してください。

古い受給者証は、8月31日(土)までに郵送か、通知文に記載されている施設の回収箱または直接市役所市民窓口グループへ返却してください。

**問合せ先**  
市市民窓口グループ  
☎ 522-11111（内線261・  
262）

1